

次期評議員候補者（2026年4月就任）推薦のお願い

日頃は、校友会将軍山会活動にご協力を頂き、誠に有難うございます。さて、現在の将軍山会の運営に携わっています役員の方の任期が、2026年3月末をもちまして満了致します。その為に、本会の正会員※から次期役員候補者を選出する必要があります。

評議員選出細則（細則抜粋は下記に掲載）に則り、次期役員を選出致します。なお、会則等の規程につきましては将軍山会ホームページにも掲載しております。

2026年は、追手門学院大学創立60周年を迎える年となりました。卒業生の同窓会組織であります将軍山会といたしましても、より一層重要な年となります。

母校の追手門学院大学も安威キャンパス、総持寺キャンパスの2キャンパス化し、大きく発展しました。総持寺キャンパスにおいては、Ⅱ期棟が完成し、在学生も9,300名を超え、4年後には1万人規模の大学となります。第二の開学として理工学部が設置され、文理融合の総合大学として発展しております。卒業生にとりましても大変嬉しいかぎりです。

2018年度からは学生の会員への組み込み（学生会員制度）も行い、我々卒業生も60,000名を超えて、将軍山会活動を通じて、益々、学生の支援や母校の発展のために寄与することが大きな責務となってきました。

このような将軍山会の活動に、ご理解とご協力をいただける役員を正会員の中からご推薦いただきますようお願いいたします。卒業期、学部・学科、ゼミ、クラブ等の同期や先輩、後輩など幅広くご推薦をいただきますようお願い致します。また、20歳代、30歳代などの若年層の卒業生のご推薦も是非ともお願い致します。

※正会員とは、追手門学院大学・大学院を卒業・修了して、終身会費を納めた者（2018年度入学生からは、在学中から会費を納めていただき、卒業・修了後、自動的に正会員になります。）

次期評議員選出の手順

1. 「評議員候補者推薦書（1号評議員）様式1」（コピー不可）に必要事項を記入の上、推薦者が自署捺印して下さい。2名以内（自己推薦可）を推薦して下さい。会報102号に添付おります。不着の場合は、事務局にお申し出ください。
2. 市販の封筒に「評議員選出委員会」宛と記入して「評議員候補者推薦書」を封入し、郵便にて送付してください。（ファックス・電子メール・持参は不可）
3. 次期評議員推薦の締め切りは、10月31日（金）の当日消印まで有効です。
4. 評議員選出委員会委員の立ち合いのもと開封し、候補者一覧表を作成します。
5. その後、候補者には就任の意思確認を行います。
6. 就任の意思が確認できた候補者を一覧表にしてホームページ上に、12月15日（月）に公表します。
7. 候補者一覧表をご覧いただき、正会員からの異議申し立てを12月23日（火）まで文書にて受付します。
8. 期間内に異議申し立てが無ければ次期評議員候補として、現 理事会・評議員会に上程し承認を得ます。

追手門学院大学校友会将軍山会評議員選出細則（抜粋）

本会評議員の選出について、本会会則の第26条に従って、ここに選出細則を定める。

第1章 1号評議員の選出

[選挙権者と被選挙権者]

- 第1条 本会の活動の基盤となる1号評議員選挙については、会員の推挙推薦並びに、評議員選出委員会によって、1号評議員候補者を選び、会員の同意を得て決定する。なお、評議員数は、会員総数の300分の1以内を選出するものとする。
- 第2条 本会会員中、正会員のみが本会1号評議員に就任することが出来る。
- 第3条 本会会員は、1号評議員候補者として2名以内を推薦することが出来る。また、評議員選出委員会は全体の候補者状況を見て、評議員選出委員長名にて追加推薦をすることが出来る。なお、推薦には自己推薦も含めるものとする。
- 第4条 前条の本会1号評議員候補者の内、次に該当する会員は、推挙推薦があつたとしても本会1号評議員候補者としての資格を失う。
- ① 本会終身会費を納めていない者
 - ② 連絡先不明で連絡が取れない者
 - ③ 評議員選出委員会が評議員としてふさわしくないと判断し、それを理事会が了承した者

[評議員選出委員会]

- 第5条 本会1号評議員選出に際しては、評議員選出委員会を設置する。
- 第6条 評議員選出委員会は、監事と会長が指名する副会長2名、常任理事2名をもって組織する。
- 第7条 評議員選出委員会は、正会員より文書による問い合わせがあつた場合には、選出の内容を公開する。但し、会員の人権に関わる内容については公開しない。

[選挙方法]

- 第8条 本会正会員は、「評議員候補者推薦書（1号評議員）」別紙様式1に則り、所定の項目に記入の上、捺印し、封筒に入れ、所定の期日までに評議員選出委員会宛に郵送する。郵送以外の方法による受付は認めない。
- 第9条 評議員選出委員会は、期日を定めて、次の事を行う。
- ① 本会正会員から、郵送されてきた「評議員候補者推薦書（1号評議員）」に記載されている事項を検証して、1号評議員候補者一覧表を作成する。なお、評議員選出委員会による推薦者もこの表に加え、このことを明記する。
 - ② 本細則第3条による1号評議員候補者は、本会1号評議員の推薦を受けるかどうかについて、「評議員就任承諾書」別紙様式3を送り、就任し、本会の活動に参加するかの意思の確認を行う。なお、本会ホームページに公示することを拒否する者は、1号評議員候補者の資格を失う。
 - ③ 1号評議員候補者一覧表を、本会ホームページに公示する。また、定められた期日までに正会員からの文書による異議申立ての受付を行う。
 - ④ 前項の結果を、速やかに本会理事会に報告し、次期評議員を確定する。
- 第10条 前条の取り扱いを総て終了した段階で、評議員選出委員会は1号評議員候補者に対し、「評議員就任書」別紙様式4を送り、その結果を会員に告知する。

次期評議員選出日程

<2025年>

- 10月 1日（水）評議員候補者選出日程の公示
- 10月11日（土）評議員候補者推薦書受付開始
- 10月31日（金）評議員候補者推薦書受付締切（消印有効）
- 11月 6日（木）評議員選出委員会にて、候補者案の策定
（会員数の300分の1以内）
- 11月12日（水）常任理事会にて、候補者案の承認
- 11月22日（土）理事会・評議員会にて、候補者案の承認
- 11月25日（火）評議員候補者に、就任承諾書の送付
- 12月10日（水）就任承諾書の締切（消印有効）
- 12月15日（月）評議員候補者名を将軍山会ホームページにて公示
- 12月23日（火）異議申し立て締切（消印有効）

<2026年>

- 1月14日（水）常任理事会にて、候補者案の承認
- 1月24日（土）理事会・評議員会にて、候補者案の承認
- 2月 7日（土）次期評議員会を開催し、役員選出委員の選出
- 2月18日（水）役員選出委員会の開催
- 3月21日（土）次期評議員会開催 役員の承認
- 4月 1日（水）次期役員就任

*会報102号に、12月10日（水）であるところを（火）としておりました。お詫びし、修正させていただきます。